

公害防止協定の解釈等について

平成 28 年 6 月 20 日
佐 賀 県 政 策 部
佐 賀 県 地 域 交 流 部

1 「県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えを持っていない」とする県の考えについて

- 覚書付属資料には「県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えを持っていない」との記載があり、当時の県の考えはそうだったことは間違いないと認識しています。県としては今回の防衛省からの要請を受けるまで、この考えを維持してきました。
- 今回の防衛省からの要請は、国の重要な政策課題である国防に関することであり、県としては、責任ある地方自治体として真摯に向き合い、この要請についてしっかりと議論、検討した上で回答する必要があると考えています。
- したがって現在の県の立場は、本来何もなければ県としては佐賀空港の自衛隊との共用は考えもしますが、今回防衛省から国防に関する要請があったことから、「県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えを持っていない」とする県の考えを、見直すのかどうか検討せざるを得ない状況にあると認識しています。

2 公害防止協定に基づく事前協議について

- 公害防止協定第3条に基づく事前協議は、県が空港施設の増設及び空港運営の変更等を行おうとする時に、協定の相手方である有明海漁協（や佐賀市、農協）と公害防止の観点で行うものです。
- したがって、仮に、県が今回の防衛省からの要請を受け入れ、空港施設の増設及び空港運営の変更等を行おうとする時に、有明海漁協等の相手方と協定上の事前協議をすることになります。
- ただし、有明海漁協とは、形式的なことにとらわれず、防衛省からの要請内容（＝計画の全体像・将来像）について、共同で確認作業を行っていきたいと考えており、その確認作業の中で出された疑問や不安の声については、県から防衛省に伝え、防衛省から回答や説明をしてもらう考えです。
こういった作業を一緒に進めていくことにより、協定上の事前協議を行う前の段階で、様々な観点で意見交換を行い、相互の考えを理解することができると思っています。
- 今回の防衛省からの要請に対する受け入れの検討にあたっては、県だけの考えで判断をすることは考えていません。